

「葛飾区子どもの権利条例」を制定しました



私たちは、全ての子どもが心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、将来にわたって権利が保障され、笑顔で幸せに豊かな生活を送ることができる平和な社会を実現しなければなりません。

このような認識の下、葛飾区は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、健やかな成長を支えるため、葛飾区子どもの権利条例を制定し、令和5年10月1日から施行されました。

本条例の策定に当たっては、子どもたちへのヒアリングや区民の皆様へのパブリック・コメント等を実施し、子どもの権利についての多く

のご意見をいただきました。

これらのご意見と憲法・条約を基礎とし、子どもの生まれ持った権利のほか、区、保護者、区民等(地域社会)、育ち学ぶ施設(保育所や幼稚園、学校など)の役割や責務等、子どもの権利を守るための基本的な事項を条例で明示しました。

今後も、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、区全体で子どもの健やかな成長を支えていくため、子どもの権利を大切に守っていきます。

担当:子ども・子育て計画担当課

差別のない社会を目指して

同和問題(部落差別)とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や、歴史上、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、今でも様々な形で表れている重大な人権問題です。

封建時代において、武器・馬具や多くの生活用品に必要な皮革を作る仕事や、地域の警備を行うなど、当時の生活に欠かせない役目を専門に担っていた人々がいましたが、住む場所、仕事、結婚、交際など生活のすべての面で厳しい制限を受け、差別されていました。

それらの人々が住んでいたところが、「同和地区(被差別部落)」といわれています。

現在も続く同和問題(部落差別)

残念ながら現在でも、同和地区の出身であるという理由だけで、結婚や就職など、いわれなき差別を受けている人々がいます。公園などへの差別落書きをはじめ、被差別部落と関連する地域として、特定の地域をインターネット上で公開するなど、差別を助長するような情報を流布する事案も発生しています。

同和問題に関する差別は、結婚など人生の大事な場面に表面化しやすく、令和3(2021)年度に実施した「葛飾区世論調査」では、同和問題を知っていると答えた方のうち1割弱が、子どもの結婚相手が「同和地区」出身者の場合の対応として、「反対する」または「賛成するが、相手の家族とはあまり親戚付き合いをしない」と答えています。また、令和2(2020)年に法務省が公開した「部落差別の実態に係る調査結果報告書」では、同和問題関連のウェブページを閲覧していた人の23.9%が、差別的意図がうかがわれる理由(引越越し先や関係者の出身地について調べてみようと思った等)で閲覧していました。

葛飾区内での差別落書き

葛飾区内では、同和問題に関する差別落書きが断続的に発生しています。

差別落書きは当事者の心を深く傷つける行為であり、新たな差別行為へとつながりかねません。

差別落書きを発見した場合は、葛飾区人権推進課(03-5654-8148)までご連絡ください。



令和2(2020)年に発見された差別落書き

寝た子を起こすなという考え

同和問題への解決策として、このまま放置しておけば時間の経過とともに解消するという考え方がありました。

しかし、学識経験者や地方公共団体の首長などで構成された審議会の答申では、「無関心でいることは差別の解消につながらないばかりか、人権を意識することなく、かえって差別を助長する結果をまねくことにもなりかねない」と示しています。

その言葉のとおり、同和問題への特別対策法は、「差別を再生産するような状況は今や大きく改善された」として平成14(2002)年に失効したにも関わらず、令和2(2020)年になっても葛飾区内で差別落書きが発生しています。

今ある差別を見逃さず、あらゆる場面で人権について考える機会を作っていくことが不可欠なのです。

葛飾区人権啓発紙

こんにちは人権

Vol.16

発行・編集/葛飾区総務部人権推進課
〒124-0012
葛飾区立石5-27-1 ウィメンズパル内
☎03-5654-8148

「誰か」のこと じゃない。▶▶▶ 12月4日~10日は人権週間です

人権週間記念講演会 のお知らせ



講師

いしかわ ゆづき 石川 結貴 さん ジャーナリスト

プロフィール

家族・教育問題、青少年のインターネット利用、児童虐待などをテーマに取材。豊富な取材実績と現場感覚をもとに多数の話題作を発表している。

『スマホ危機 親子の克服術』(文春新書)では、子どものスマホ利用の実態報告とともに、具体的かつ実践的な対応方法を紹介。スマホやネットがもたらす数々の社会現象を追い、利便性の背後にある新たな問題を提起した『スマホ廃人』(同)は国立大学入試問題に採用、中国でも翻訳出版されている。出版のみならず、専門家コメンテーターとしてのテレビ出演、全国各地での講演など幅広く活動する。日本文藝家協会会員。



テーマ	今、子どもの世界で何が起こっているか ~ネットトラブル、SNS いじめ、家庭崩壊に苦しむ子どもたち~
日時	令和5年12月9日(土) 午後2時から午後4時(開場午後1時30分)
場所	ウィメンズパル 多目的ホール(立石5-27-1)
保育	1歳以上就学前のお子さんが対象(先着6名)
申込み	<p>会場での参加 <<はなしょうぶコール>> 先着175名 電話、メールまたはFAXでお申し込みください。 電話: 03-6758-2222 (午前8時~午後8時) メール: callcenter@ml.city.katsushika.tokyo.jp (24時間受付) FAX: 03-6758-2223 (24時間受付)</p> <p>※メール、FAXでお申し込みの際は、以下をご記入ください。 ①「12月9日 人権講演会」 ②氏名 ③住所 ④電話番号・返信用FAX番号 ⑤年齢 ⑥保育希望の有無(有の場合はお子さんの名前(フリガナ)・年月齢)</p> <p>オンライン(Zoom)での参加 <<オンライン申請>> 先着25名 右のQRコードからお申し込みください。</p>
主催	葛飾区、葛飾区教育委員会、東京人権擁護委員協議会葛飾地区委員会
協賛	公益財団法人東京都人権啓発センター
問い合わせ	人権推進課(☎03-5654-8148)

入場無料



お申し込みQRコード

【相談窓口】ひとりで悩まずに、ご相談ください(相談は無料・秘密は守られます)

●人権に関する相談

- みんなの人権110番 0570-003-110 (ナビダイヤル)
- こどもの人権110番 0120-007-110 (フリーダイヤル)
- 女性の人権ホットライン 0570-070-810 (ナビダイヤル)
- 外国語人権相談ダイヤル 0570-090-911 (ナビダイヤル)

●葛飾区男女平等推進センター

- 女性のための法律相談 03-5698-2211 (要予約)
火曜日/午後1時30分~午後4時30分(祝休日・年末年始を除く)
- 悩みごと相談 03-5698-2213 (要予約)
月・火・木・金曜日/午前10時~午後5時
水曜日/午後1時~午後8時(午後5時以降は電話相談のみで男性からの相談にも対応)(祝休日・年末年始を除く)
- LGBTs相談 03-5654-8148 (予約優先)
毎月1回土曜日/午後1時30分~午後4時30分

●子どもに関する相談

- 子どもと家庭の総合相談(子ども家庭支援課) 03-3602-1386
月曜~土曜日/午前8時30分~午後5時(祝休日・年末年始を除く)
- 障害のこと・養育のこと・育成のこと・保健のこと・非行のこと(児童相談所) 03-5698-0303 (虐待通告は毎日24時間受付)
- いじめ相談(総合教育センター) 03-5668-7603
月曜~金曜日/午前9時~午後5時(祝休日・年末年始を除く)

●性犯罪・性暴力に関する相談

- 東京都 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター
「性暴力救済ダイヤルNaNa」(24時間365日)
#8891 または0120-8891-77

- 警察 性犯罪被害相談電話 #8103 (全国共通短縮ダイヤル)
「AV出演強要」などの被害・相談 #9110 (全国共通短縮ダイヤル)

●DVに関する相談

- 葛飾区配偶者等からの暴力相談(DV相談) 03-5698-2211 (要予約)
月・木曜日/午前10時~午後5時(祝休日・年末年始を除く)
- 東京ウィメンズプラザ(一般相談) 03-5467-2455
午前9時~午後9時(年末年始を除く)
- (男性のための悩み相談) 03-3400-5313 (要予約)
月・水・木曜日/午後5時~午後8時(祝日・年末年始を除く)
土曜日/午後2時~午後5時(祝日・年末年始を除く)
- (DV専用ダイヤル) 03-5467-1721
午前9時~午後9時(年末年始を除く)
- 東京都女性相談センター 03-5261-3110
月~金曜日/午前9時~午後9時
土・日曜日・祝日・年末年始/午前9時~午後5時
電話相談受付時間外の緊急時 03-5261-3911
- 内閣府「DV相談+」(プラス) 0120-279-889 (つなぐ はやく)
電話・メール 24時間受付
チャット 正午~午後10時
<https://soudanplus.jp>

※年末年始 12/29~1/3

よりよい紙面づくりのためにアンケートにご協力ください!

右のQRコードからご回答いただけます。



人権擁護委員は、相手への思いやりの心を育てます

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をしています。

子どもたちの人権メッセージ発表会

主催:東京人権擁護委員協議会、東京法務局、葛飾区

9月16日(土)、かめありリリオホールにて23区と島しょの小学生たちによる人権メッセージの発表会が行われました。人権メッセージは、次世代を担う小学生が、人権尊重の重要性・必要性について理解を深めるなどを目的とした活動です。令和5年度は33校2,394人の児童がメッセージ作文に取り組みました。

当日は、青戸小学校と木根川小学校の児童が発表会の司会進行を担当し、23区と島しょから選ばれた29人の児童が、家庭や学校生活で感じた「人権」に関する様々な思いを綴ったメッセージを発表してくれました。子どもたちの人権に対する純粋な思いに触れ、改めて人権の重要性を考えさせられる発表会となりました。

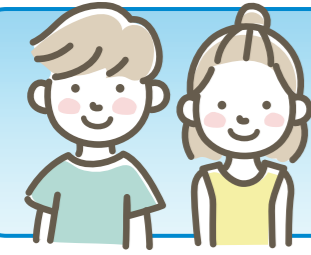
また、アトラクションとして半田小学校の6年生が葛西囃子を演奏しました。クイズや楽器紹介も交え、約300年もの間伝承されてきた葛飾の伝統芸能の素晴らしさをいっぱい発信してくれました。



発表児童たち



葛西囃子(半田小学校6年生)



考えよう子どもの人権

子どもの心の健康とウェルビーイング ～子どもの権利の視点から～

ウェルビーイングは、身体的、精神的、社会的に満たされている状態であり、疾病の有無に関わらず、全体的に「良好な、その人にとってちょうど良い状態」を表す包括的な概念と WHO では定義しています。

はじめに

すべての子どもは、尊厳と人権を尊重される権利を持っています。「子どもの権利条約」では「差別の禁止」「生命、生存及び発達に対する権利」「児童の意見の尊重」「児童の最善の利益」の4原則のもとに、子どもの権利を保障しています。日本でも、子どもの権利に関わる「こども基本法」という包括的な法律が、2023年4月1日に施行されました。

日本における15歳未満の人口の割合は、11.6%(2022年)と世界で最も少なく、それゆえに問題が軽視されてしまう可能性が高い状況ともいえます。だからこそ子どもの権利の視点で子どもたちに起こっていることを捉え直し、子どもたちの声が聴かれ、子どもが自分たちに関わることを自分たち自身で育んでいける環境を、私たちが子どものパートナーとして共につくっていく必要があります。

日本の子どもたちの現状

さまざまな調査が子どもたちの現状を教えてくれています。
・精神的健康が38か国中37位
(UNICEF Office of research-Innocenti,2020)
・10代の死因の1位は自殺
(厚生労働省,人口動態統計月報年計(概数),2021)
これらは、子どもの心の健康とウェルビーイングに関わることです。子どもの心の健康を包括的な「ウェルビーイングの一部であり、子どもの権利である」という視点から捉え直し、私たちの誰もが関与していることとして子どもの権利に資する環境を醸成していく必要があります。

子どもの権利とウェルビーイング

国連で子どもの権利条約が採択されたのを機に、最低限度の生活ではなく、子ども個人の尊厳と人権を尊重し、人間的に豊かな生活の実現を図るウェルビーイングの概念へと転換が進みました。また、ユニセフレポートカード16(2020年9月発行)では、子どもの権利条約に定められている「子どもたちの意見表明の機会および意思決定への参加」が、幸福度にも成長にも不可欠であることが記されています。

複層的な要素で形成される子どもの環境

子どもの幸福度は、子ども自身の行動や人間関係、保護者のネットワークや資源、そして公共政策や国の状況という多層から影響を受けており、子ども自身だけでなく、私たちの誰もが何らかの形で関わっています。
子ども自身がその多層的な世界に影響を及ぼすことができると感じられるためには、日々の暮らし、地域、学校などの中で、自身の声が聴かれて反映される体験の積み重ねが必要とされます。

子どもの人生に影響する心の健康とウェルビーイング

近年、心の健康とウェルビーイングは自分の置かれた状況や人生を通して揺らぎ、変化する概念として捉えられています。子ども時代の体験は、その瞬間だけでなく、その後の人生に長期にわたって影響します。例えば、子ども時代の逆境的な体験の累積は、成人期の身体の疾患のリスク因子となりえます。

一方で、子ども時代の肯定的な体験は、逆境体験の影響を緩和し、成人期の心の健康にも良い影響を及ぼします。肯定的な体験は、地域の伝統的な行事に楽しく参加した体験や、親以外に自分のことを考えてくれる大人が少なくとも2人いることなど、子どもに関わる養育者だけでなく、私たち一人ひとりがつくっていくことができるものでもあります。

このように、人生に影響する子どもの日常の体験には、何らかの形で私たちが関わっています。どんな環境においても、どんな個性をもっていても、子どもの心の健康とウェルビーイングが子どもの権利として保障されることがとても大切です。

最後に

「子ども」は私たちのすぐ隣で暮らしており、私たちの振る舞いや関わりは、子どもたちの心の健康とウェルビーイングに影響を与えてきました。子どもに無関係な人はいないからこそ、私たち一人ひとりが一人の市民として、いま起きていることを見つめ、子どもの権利に立ち戻り、自らが属している組織、政策を通して、周囲の人々に動きかけることが、とても大きな力になります。

その力は、子どもの権利条約という理念が日常の中に実現していくことに、そして子どもの心の健康やウェルビーイングの保障に繋がっていくと信じています。

執筆者プロフィール

小澤 いぶきさん

児童精神科医/精神科専門医/認定NPO法人PIECES代表理事/東京大学医学系研究科客員研究員/こども家庭庁アドバイザー
精神科医を経て、児童精神科医として複数の病院で勤務。トラウマ臨床、虐待臨床、発達障害臨床を専門として臨床に携わり、多数の自治体のアドバイザーを務める。さいたま市の子育てインクルーシブモデル立ち上げ・プログラム開発に参画。2017年3月、世界各国のリーダーが集まるザルツブルグカンファレンスに招待を受け、子どものウェルビーイング達成に向けたザルツブルグステイメント作成に参画。人の想像力により、一人一人の尊厳が尊重される寛容な世界を目指し、認定NPO法人PIECESを運営している。



支えよう葛飾っ子の未来



子どもたちの将来にとって 「ジェンダー・ステレオタイプ」にとらわれない選択が大切

「人権」とは何でしょうか。自分の考えを述べること、好きな格好をすること、好きな人と結婚すること。「おかしい」と思ったら声に出して主張すること。これらは私たち一人ひとりが持っている「人権」です。そしてその人権を阻害しているひとつが、「ジェンダー・ステレオタイプ」です。

男の子といえば、「かっこいい」「筋肉」「スポーツ・運動」。
女の子といえば、「かわいい」「化粧・メイク」「スカート」。

これは、国際 NGO プラン・インターナショナル(以下、プラン)が高校生2000人を対象に行った意識調査で、「男の子」「女の子」という言葉から思い浮かぶ言葉を尋ねたところ、特に多かった回答です。

「男だから」「女だから」と、性別によって自分や相手を型にあてはめ、その型に基づいて考え方や行動を決めることは「ジェンダー・ステレオタイプ」と呼ばれ、10代半ばになると、固定化されると言われています。そこには幼少期から家庭や学校で、親や教師など身近な大人たちが繰り返し「こうあるべき」と言い続けてきたという背景があります。無意識にそのような声かけを子どもたちにしてはいないでしょうか。

ジェンダー・ステレオタイプは、子どもの将来に影響します。例えば進学校における大学受験に関する調査では、男の子のほうが、大学の偏差値や自分の成績、大学の社会的評価といった選択基準を重視して難関大学に挑戦するのに対し、女の子は合格確実性や就職のしやすさを重視した大学を選択するとされています。2023年に東京大学の一般選抜志願者の女の子は、22.5%と少なく、合格者の女性比率は21.8%でしたが、その背景には、女の子が挑戦しにくい環境がある可能性も否定できません。

ジェンダー・ステレオタイプは、自尊心にも影響します。女の子が痴漢にあっても、「短いスカートなのが悪い」、男の子が同級生にいじめられても「男だったらケンカしないと!」「男だったら泣かない!」などと言ってはいないでしょうか。「強い男、守られる女」という思い込みは、時には恋人間の暴力(デートDV)を引き起こしかねません。

86年の歴史を持つプランは、昨今では世界各地で子ども、とりわけ教育の機会や社会で活躍する機会の少ない女の子の支援に注力しています。支援を通じて明らかになったのは、「学ぶ」だけでなく、学んだことを活かし、「声をあげる」勇気を持つこと、そして大人がその声を「傾聴する」姿勢の大切さです。「学ぶ」ことは、世界を知り、自分の未来を選択する

ための大切な第一歩です。そして学んだことを活かし、ジェンダー・ステレオタイプに囚われずに、進学や就職、結婚や出産など様々な選択を自分で「決める」ことが大切です。

さらにプランでは、学ぶことから見えてきた社会の「おかしい」と感じる問題に対し声をあげたり、その「おかしい」ことを変えるために、例えば SNS での*ハッシュタグキャンペーンなどを展開し、「リードする」こと、さらに大人が理解し、「社会や規範を変えていく」プロセスが大切だと考えます。

社会を変えることは一見すると不可能に感じます。しかし、例えば、就業中の女性がヒールのある靴を履かなければいけないことに疑問の声をあげた「#KuToo」運動は、ヒール着用を規則で義務づけていた航空会社などの規則撤廃につながりました。私たち一人ひとりが「おかしい」と思ったことに声をあげ、賛同者を得ることで、社会の変革につながったひとつの事例です。

子どもたちはだれ一人同じではありません。性別や出身、障害の有無など、様々な特性により、より弱い立場に置かれる子どももいます。私たち大人は、その多様性を認識し、子どもたちが声を上げやすくすること、一人ひとりの声に向き合うことが、求められています。

*ハッシュタグキャンペーン
SNSで「#(ハッシュマーク)」の後に特定のキーワードをつけたハッシュタグの投稿を募るキャンペーン。

執筆者プロフィール

ながしま みき
長島 美紀さん

子どもの権利を推進し、貧困や差別のない社会を実現するために世界75カ国以上で活動する国際NGOプラン・インターナショナルの日本事務所である公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンのアドボカシーグループリーダー。大学の助手を務めた後、NGOの広報やキャンペーンなど企画運営を経て、現職。現在女の子のリーダーシップレポートの作成などを担当。政治学博士。

